
研究ノート

4世代核家族モデルにみる 「育児・介護の社会化」強化の必要性*

岡田 徹太郎

はじめに

勤労は国民の義務であるが同時に権利でもある。それでは、権利としての勤労は保障されているであろうか。否、勤労を試みても、それを阻む壁が存在している。本稿は、求人不足による就労の困難、既婚女性の就労を抑制する制度など、よく知られた社会参加の壁の存在に加え、育児や介護との両立を果たそうとする場合に立ちどころの壁の存在について言及する。そして、家族構成の変化を、4世代核家族モデルとして提示し、それに対応しきれていない、育児や介護の社会化の不十分性が問題を引き起こしていること、したがって、より一層の育児・介護の社会化の強化が、現代日本において喫緊の課題となっていることを示す。

1. 勤労を阻む壁

日本国憲法は「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」と定める。ふつう、国民の三大義務のうちの勤労の義務を定めた条文として取り上げられるが、「勤労の権利」をも謳ったものとしても注目する必要がある。⁽¹⁾ その勤労の権利は保障されているであろうか。

現代社会では、「勤労」を望んでも、「壁」に阻まれて、それが果たされないことが

(*) 本稿は、(一財)建築保全センター機関誌『Re』No.183「特集：壁」に寄稿した「勤労の壁」を加筆修正し、研究ノートとしてまとめたものである。

(1) 村上英吾(2011)「労働政策」田代洋一・萩原伸次郎・金澤史男編『現代の経済政策』有斐閣。

ある。たとえば、1990年代初頭のバブル崩壊以降、求職者数に対して求人数が絶対的に不足する状態（有効求人倍率1.00未満）が長引き、そもそも就労困難な時代が続いた。そして、困難を乗り越え、たとえ就労が叶ったとしても、皆がその条件に満足しているとは限らない。正規雇用を望みながら、非正規雇用に甘んじている人びとは多く、総務省統計局による2013年5月の発表によれば、その数は348万人(19.9%)に上るとい⁽²⁾う。景気が回復した2014年に入って、パート（非正規）を含む求人は改善を見たが、正社員（正規）の有効求人倍率は、1.00未満の絶対的な不足から抜け出しておらず、相変わらず厳しいままである。⁽³⁾

これ以外にも、よく知られているように、パートで働く既婚女性を阻む壁が存在する。「103万円の壁」「130万円の壁」と呼ばれる税制・配偶者扶養手当・社会保険制度による壁である。妻が勤労時間を増やすと、かえって夫婦の手取り収入が減るため、パートで働く既婚女性の就労を抑制する働きを持っていると昔から指摘がなされてきた。

一般にあまり知られていないが、税制による「103万円の壁」は、1987年の税制改正で解消されている（当時は「100万円の壁」）。この壁は、妻が収入を増やすと、夫に配偶者控除が適用されなくなり、夫婦の所得税引後収入がかえって減ってしまう逆転現象を指したが、1987年改正で、新たに配偶者特別控除と呼ばれる段階的消失控除制度が導入され、税制による手取り収入の逆転現象は無くなった。しかしながら、企業が与える配偶者扶養手当の基準額がこの103万円に設定されている場合も多く、妻が収入を増やすと夫の手取り収入が減ることがある。誤解を伴いつつも、これまで「103万円の壁」は常に意識されてきた。

制度として歴然と存在するのは「130万円の壁」である。夫の扶養家族として社会保険料を免除されてきた妻の収入が130万円を超えると、妻自身で社会保険に加入しなければならなくなる。新たに社会保険料負担が生じるため、妻の手取り収入が減るというもので、年収160万円程度まで手取りの少ない状態が続く。明らかに、パート

(2) 総務省統計局(2013)「労働力調査ミニトピックス」No.7, 2013年5月14日。

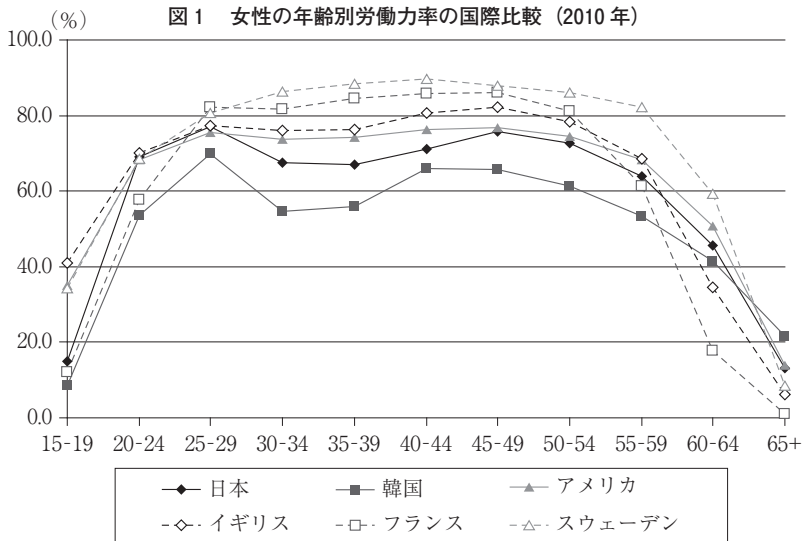
(3) 2014年5月のパートを含む有効求人倍率は1.09, 正社員の有効求人倍率は0.67。厚生労働省(2014)「一般職業紹介状況(平成26年5月分)について」2014年6月27日。

で働く既婚女性の就労を130万円のラインで抑制する効果を持っている。社会保険の加入条件を改める改革が進められており、厚生年金については、既に2012年に改正法が国会を通過し、2016年10月から「壁」を引き下げる改革が実施されることが決まっている。加えて、安倍政権の手によって配偶者控除の見直しを含む「働き方を制約しない」ための更なる改革が検討されている⁽⁴⁾。

2. 女性の勤労を阻む子育ての壁

これまで見てきた、正規と非正規の壁や、パートで働く既婚女性をめぐる壁は、比較的、世間で広く認知された勤労の壁であった。以下では、出産・子育てをめぐる勤労の壁、特に女性の社会参加を阻む壁について議論を進めたい。

女性の社会参加の指標は、その労働力率、すなわち、労働力人口÷人口で算出された数値としてみることができる。図1は、女性の年齢別労働力率の国際比較（2010年）



（出所）ILO, "Labour force participation rate by sex and age," *ILO STAT Database*.

（4）朝日新聞社（2014 a）「働く女性の壁 破れるのか」『朝日新聞』2014年3月20日。
日本経済新聞社（2014 a）「成長戦略実行段階に」『日本経済新聞』2014年6月25日。

である。同図をみれば一目でわかるように、各国とも20歳代後半までに労働力率は高くなるが、日本や韓国では、出産・子育て適齢期である30歳代に凹みがみられ、40歳代に回復、その後、高齢化とともに下がっていくという傾向がみられる。

日本や韓国にみられる30歳代の凹みは、極めて特徴的であり、その図形的な形からM字カーブと呼ばれている。このM字カーブに、日本（や韓国）における女性の勤労を阻む壁の一つをみることができる。すなわち、出産・子育てを契機に労働市場からの退出を余儀なくされているのである。

女性が、出産・子育てを機に労働市場から退出することをやむなしとする風潮がある。それどころか、少子化問題と絡めて、女性の社会参加が少子化を加速させると捉えられる傾向さえある。事実、日本経済新聞が2013年11月に行った世論調査によれば、「女性の社会進出が進むと少子化が進む？」という問いに対し、「そう思う」あるいは「ややそう思う」と回答した人が71%に上った⁽⁵⁾。加えて、保守派論客のなかには、女性の勤労が出生率を低下させているという論陣を張る者さえいる⁽⁶⁾。

労働力人口の減少が予想される社会において、女性の社会参加を語ろうとするとき、将来の労働力としてその活躍に期待の声があがる一方、逆に、働く女性が増えると少子化が進み、少子化の加速がさらなる労働力人口の減少に拍車をかけてしまうとする声があるのである。

しかしながら、図1に明らかなように、欧米4カ国に、子育て適齢期の労働力率の低下現象は見られない。アメリカ・イギリスのアングロ・サクソン諸国はほぼ平坦であり、北欧を含む大陸ヨーロッパであるフランス・スウェーデンではむしろ上昇している。これらの国々で少子化＝出生率の低下が起きているのであろうか。

それは、合計特殊出生率、すなわち、女性一人が一生に産む子どもの数を表した指標を見ればただちに明らかとなる。表1は、6カ国の合計特殊出生率を一覧にしたものである。子育て適齢期における労働力率の低い日本・韓国がそれぞれ1.39と

(5) 日本経済新聞社（2014b）「少子化進行、7割が懸念」『日本経済新聞』2014年1月16日。

(6) 最近では、NHK経営委員の長谷川三千子・埼玉大名誉教授が、産経新聞社に寄せたコラムなどにみられる。産経新聞社（2014）「あたり前」を以て人口減を制す』『MSN産経ニュース』2014年1月6日。

表 1 合計特殊出生率の国際比較 (2010 年)

日 本	韓 国	アメリカ	イギリス	フランス	スウェーデン
1.39	1.23	1.93	1.96	2.00	1.99

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) 『人口問題研究』第 69 巻第 1 号, pp. 161-162.

1.23, 労働力率が平坦なアメリカ・イギリスが 1.93 と 1.96, 労働力率が上昇するフランス・スウェーデンが 2.00 と 1.99 である。国際的に見れば、われわれの直観に反して、女性の社会参加＝労働力率が高い国ほど出生率も高い傾向が見て取れるのである。

女性の社会参加と少子化の問題を取り扱った先行研究は膨大に存在するが、ここでは、総合的な研究として取りまとめられた、樋口美雄＋財務省財務総合政策研究所編 (2006) 『少子化と日本の経済社会』を取り上げる。⁽⁷⁾

樋口ほか (2006) は、1980 年ごろの各国のデータをみると、女性の労働力率が高い国は出生率が低いという負の相関がみられるが、2000 年までには、こうしたトレード・オフの関係は消え、むしろ反対に女性の労働力率の高い国ほど出生率も高い傾向 (= 正の相関) さえ見られるようになったという。「女性の就業と出生というジレンマ」は明白に「神話」化された (= 棄却された) のである。樋口ほか (2006) は、その理由の一つとして、女性の就業そのものではなく、「女性の働きやすさ指標」と「合計特殊出生率」の正の相関を指摘する。女性が働きやすい家族政策を行った国の出生率が高くなり、そうした家族政策を行わなかった働きにくい国の出生率が低いままである⁽⁸⁾と示唆する。

樋口ほか (2006) は、それだけでなく、「女性が就業しやすい環境を整備するとコストがかかり競争力が低下する」というもう一つの「神話」を検証する。そして、検証の結果、女性が働きやすい国ほど国際競争力も高い傾向にあることを発見する。すなわち、女性の就業を促進すると国際競争力が低下するという仮説を棄却するのである。⁽⁹⁾

(7) 樋口美雄＋財務省財務総合政策研究所編 (2006) 『少子化と日本の経済社会』日本評論社。

(8) 樋口美雄・浅見康弘・平川伸一・大関由美子・森朋也 (2006) 「2つの神話と1つの真実」樋口美雄＋財務省財務総合政策研究所編 (2006) pp. 1 - 5.

3. 4世代核家族モデル

これまで、家族問題は、3世代同居家族と核家族の対比によって語られてきた。しかしながら、未曾有の長寿社会化によって、子育て問題に加えて、介護問題が深刻化し、現代家族の存立に影を落としている。ここでは、その問題を解くための「4世代核家族」モデルを提示する。

事実、長寿社会日本において、働きながら家族を介護する人は全国で291万人おり、年間10万人が「介護離職」を余儀なくされているという⁽¹⁰⁾。仕事と介護の両立は、仕事と育児の両立とともに、もはや待ったなしの課題となっている。

介護離職の問題は、3世代同居家族か核家族かという単純な図式によっては解けない部分がある。年齢構成を考えればわかるように、ふつう、育児の手が不足するのは40歳未満であり、介護の手が不足するのは40歳以上である。3世代家族であれば、同居家族にしる、核家族にしる、手の空いた世代が一方を援助することが考えられ、育児と介護双方の板挟みに合うことは考えにくい。それでも介護離職が起きるのは、介護に手を取られた世代が子の援助を期待できない状況に追い込まれているからである。子世代は、育児に手を取られており、介護する親を援助できないのである。

こうした状況が発生するのは、「生命表」に依拠して、現代家族を構成することによって容易に推計しうる。表2は、2010年国勢調査のデータを元にした「第21回生

表2 第21回(2010年)生命表に基づく家族構成の推計

	生年	第1子出産年齢	2010年年齢	平均余命	没年
第1世代	1929	24.8	81	10.76	2021
第2世代	1954	26.4	56	31.94	2042
第3世代	1980	29.1	30	56.83	2067
第4世代	2009	-	1	85.48	2095

(出所) 厚生労働省(2012a)『第21回(2010年)生命表(完全生命表)』。

文部科学省(2007)「平均寿命及び平均出産年齢の変遷」文化審議会 著作権分科会 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会(第7回)配付資料5。

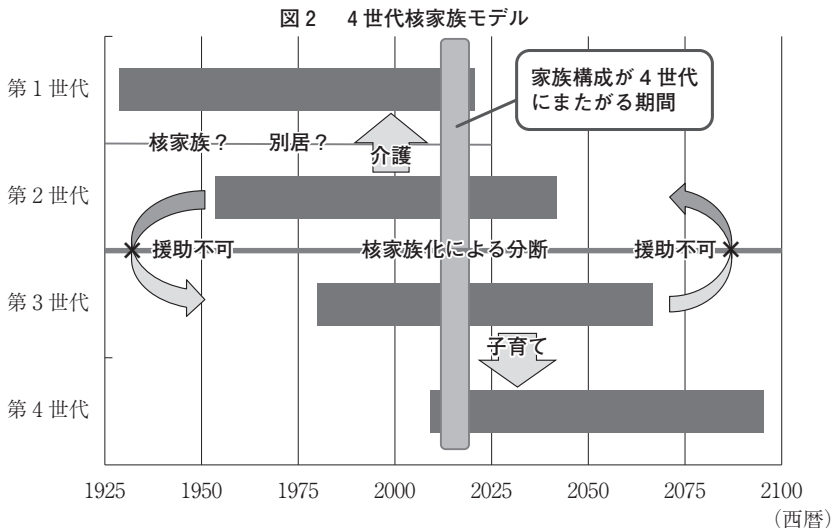
(9) 樋口ほか(2006) pp.6-7.

(10) 朝日新聞社(2014b)「介護離職防ぎたい」『朝日新聞』2014年5月6日。

命表」に基づく家族構成の推計を示している。推計は、基点を1980年生まれの第3世代とし、各世代の第1子出産年齢の平均値を用いながら、第2世代の生年、第1世代の生年、そして第4世代の生年を確定しつつ、2010年時点での年齢を算出し、そのうえで「第21回（2010年）生命表」に基づいて、平均余命と予想される没年を示した⁽¹¹⁾。

この表によれば、2010年の時点において、第1世代は81歳、第2世代は56歳、第3世代は30歳、第4世代が1歳となる。現代において無理のない年齢構成となっていることがわかるであろう。こうした4世代にまたがる家族が、どのような状況におかれうるのか、モデル化して示したものが、図2の4世代核家族モデルである。

第1世代は何らかの介護が必要とされる81歳に達しており、私的に扶養するとすれば、56歳の第2世代が介護を担うことになる。しかしながら、56歳といえ、ふ



(11) 1929年生まれの第1世代の平均寿命(0歳児平均余命)は、第5回生命表によれば46.54歳と非常に短い。これは、成人前の死亡率、ことに乳幼児死亡率が高いことによるものである。第9回生命表によれば、この世代が20歳に達した場合の平均余命は49.58年で、寿命は、平均で69.58歳ということになる。このように、生きながらえた者ほど寿命は延びる。今回の推計に当たっては、すべての世代が存命であることを前提とし、2010年国勢調査に基づく第21回生命表の平均余命を利用した。

つう現役であり、仕事と介護の両立が求められる。第3世代は30歳であり、第4世代である子1歳を抱え、子育てに手を取られている。もちろん、仕事と育児の両立が求められることはいうまでもない。

現代家族は核家族化しており別居が普通である。第3世代は仕事と育児の両立を求められている。親に援助を求めたいところでありながら、介護に手を取られている親である第2世代の援助を期待することができない。第2世代は仕事と介護の両立を求められている。子に援助を求めたいところでありながら、育児に手を取られている子である第3世代の援助を期待することはできない。しかも、第1世代と第2世代の間も既に核家族化しているケースが多くみられ、別居状態のなか、場合によっては遠距離での介護を強いられる場合もある。

4. 育児と介護の社会化の強化

前節でみたような4世代核家族が、長寿社会日本では普通に存在する。子の援助を得られない第2世代と、親の援助を得られない第3世代が同時に存在しうるわけであるが、第2世代も第3世代も現役世代であり、それぞれ、仕事と介護の両立、仕事と育児の両立を達成しなければならない。すべてを私的扶養に委ねるのには無理がある。

このような4世代核家族の状況を鑑みれば、育児の社会化と介護の社会化の両方を実現しなければ、家族の存立が危ぶまれることは容易に推察できるであろう。1990年代半ば以降、約20年にわたり、育児・介護休業法による育児休業・介護休業の制度化、保育所の整備や介護保険制度の整備など、育児・介護の社会化のたゆまぬ努力が続けられてきた。しかし、保育所の待機児童問題⁽¹²⁾、介護職員の人材確保難⁽¹³⁾、低い男性の育児休業取得率⁽¹⁴⁾、男女ともに低い介護休業・介護休暇取得率など⁽¹⁵⁾、クリアすべき⁽¹⁶⁾

(12) 2013年4月の待機児童数は2万2,741人。厚生労働省(2013a)「保育所関連状況取りまとめ(平成25年4月1日)」報道発表資料, 2013年9月12日。

(13) 現在の約150万人に対し、将来、約100万人不足するという。毎日新聞社(2014)「定まらぬ人材確保策」『毎日新聞』2014年4月27日。

(14) 2011年の育児休業取得率は、女性の87.8%に対し、男性は2.6%に留まる。内閣府男女共同参画局(2013)『男女共同参画白書』平成25年版, 第4節。

育児・介護問題はあまりにも多い。

4 世代化した家族における育児や介護と仕事との両立はより困難を極めている。高齢者と女性は、生産年齢人口の減少を補う労働力として期待が掛けられている存在である。その期待とは裏腹に、生産年齢にある第 2 世代、第 3 世代が、それぞれ介護離職や、子育てで離職を余儀なくされ、非労働力人口に転化する可能性を否定できない。図 1 にみられた M 字型カーブはよりいびつになり、出産・子育て適齢期の凹みに加えて、中高年期、50 歳代・60 歳代の労働力率の低下がみられるようになるかもしれない。しかも、女性だけでなく、男性にも「介護離職」による労働力率の低下が現れる可能性がある⁽¹⁷⁾。そのようになれば、ますます、労働力人口は減少し、社会の活力が失われ、経済成長を果たすことや国際競争力をつけることもおぼつかなくなる。

むすびに代えて

本稿では、社会参加を進めようと試みても、そこに立ちはだかる種々の壁が存在することを明らかにしてきた。求人不足による就労困難や、パート労働を抑制する制度の壁に加え、育児や介護と仕事の両立を阻む壁について、労働力率、合計特殊出生率、生命表などの統計データを用いながら、その現状と問題点について論じてきた。

将来、労働力人口が減少していくことが予想されている。それを少しでも緩和するために、女性や高年層の社会参加が期待されている。しかしながら、新たな対策を打たなければ、逆に、女性や中高年期の人びとの社会参加に障害が生じる可能性がある。

(15) 2012 年の介護休業取得率は 0.06%。厚生労働省 (2013 b) 『平成 24 年度雇用均等基本調査』の概況』 p. 29.

(16) 2011 年の介護休業取得率は 0.14%。厚生労働省 (2012 b) 『平成 23 年度雇用均等基本調査』の概況』 p. 27.

(17) 2014 年 6 月 18 日「医療介護総合推進法」が成立した。同法により、介護保険について、「一定の所得がある人の自己負担割合を 1 割から 2 割へ引き上げる」「特別養護老人ホームへの入所を原則として要介護 3 以上に制限する」「介護サービスの一部を介護保険から切り離し市町村へ移管する」等、いくつかの改革が実行に移される。これら、「自助の精神」を強調する安倍政権による「効率化」のための改革は、いくつかの点において「介護の社会化の強化」と相反する。日本経済新聞社 (2014 c) 「介護保険、持続へ一歩」『日本経済新聞』2014 年 6 月 19 日。

本稿は、そうした「壁」を取り除くために、育児の社会化と介護の社会化のより一層の強化が必要とされることを示唆した。繰り返しを恐れずに述べれば、もはや、育児の社会化と介護の社会化を強化することは、4世代化した現代日本家族の存立にとって、ひいては日本経済社会の存立にとって、ますます待ったなしの課題となっていると言えるであろう。

参 考 文 献

- ・ ILO, "Labour force participation rate by sex and age," *ILO STAT Database*.
- ・ 樋口美雄 + 財務省財務総合政策研究所編 (2006) 『少子化と日本の経済社会』日本評論社.
- ・ 樋口美雄・浅見康弘・平川伸一・大関由美子・森朋也 (2006) 「2つの神話と1つの真実」樋口美雄 + 財務省財務総合政策研究所編 (2006).
- ・ 村上英吾 (2011) 「労働政策」田代洋一・萩原伸次郎・金澤史男編『現代の経済政策』有斐閣.
- ・ 朝日新聞社 (2014 a) 「働く女性の壁 破れるのか」『朝日新聞』2014年3月20日.
- ・ 朝日新聞社 (2014 b) 「介護離職防ぎたい」『朝日新聞』2014年5月6日.
- ・ 産経新聞社 (2014) 「「あたり前」を以て人口減を制す」『MSN 産経ニュース』2014年1月6日.
- ・ 日本経済新聞社 (2014 a) 「成長戦略実行段階に」『日本経済新聞』2014年6月25日.
- ・ 日本経済新聞社 (2014 b) 「少子化進行、7割が懸念」『日本経済新聞』2014年1月16日.
- ・ 日本経済新聞社 (2014 c) 「介護保険、持続へ一歩」『日本経済新聞』2014年6月19日.
- ・ 毎日新聞社 (2014) 「定まらぬ人材確保策」『毎日新聞』2014年4月27日.
- ・ 総務省統計局 (2013) 「労働力調査ミニトピックス」No. 7, 2013年5月14日.
- ・ 厚生労働省 (2012 a) 『第21回 (2010年) 生命表 (完全生命表)』.
- ・ 厚生労働省 (2012 b) 『「平成23年度雇用均等基本調査」の概況』.
- ・ 厚生労働省 (2013 a) 「保育所関連状況取りまとめ (平成25年4月1日)」報道発表資料, 2013年9月12日.
- ・ 厚生労働省 (2013 b) 『「平成24年度雇用均等基本調査」の概況』.
- ・ 厚生労働省 (2014) 「一般職業紹介状況 (平成26年5月分) について」2014年6月27日.
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) 『人口問題研究』第69巻第1号.
- ・ 内閣府男女共同参画局 (2013) 『男女共同参画白書』平成25年版.
- ・ 文部科学省 (2007) 「平均寿命及び平均出産年齢の変遷」文化審議会 著作権分科会 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会 (第7回) 配付資料5.